

支援費の請求に関する省令

(定義)

第一条 この省令において「支援費」とは、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する居宅生活支援費及び施設訓練等支援費並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する居宅生活支援費をいう。

(支援費の請求)

第二条 指定居宅支援事業者(身体障害者福祉法第十七条の四第一項、知的障害者福祉法第十五条の五第一項又は児童福祉法第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者をいう。以下同じ。)は、支援費を請求しようとするときは、指定居宅支援(身体障害者福祉法第十七条の四第一項、知的障害者福祉法第十五条の五第一項又は児童福祉法第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援をいう。)の事業を行う事業所ごとに、居宅生活支援費・施設訓練等支援費請求書に居宅生活支援費明細書を添えて、市町村に提出しなければならない。

2 前項の場合において、居宅生活支援費明細書には、提供した身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅支援、知的障害者福祉法第四条第一項に規定する知的障害者居宅支援(知的障害者地域生活援助を除く。)又は児童福祉法第六条の二第一項に規定する児童居宅支援の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

3 指定身体障害者更生施設等(身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下同じ。)又は指定知的障害者更生施設等(知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下同じ。)は、支援費を請求しようとするときは、居宅生活支援費・施設訓練等支援費請求書に施設訓練等支援費明細書を添えて、市町村に提出しなければならない。

(居宅生活支援費・施設訓練等支援費請求書の様式)

第三条 前条第一項及び第三項の居宅生活支援費・施設訓練等支援費請求書の様式は、様式第一のとおりとする。

2 前条第一項の居宅生活支援費明細書の様式は、次の表の区分による。

身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護又は児童居宅介護に係る居宅生活支援費明細書	様式第一
身体障害者デイサービス、知的障害者デイサービス又は児童デイサービスに係る居宅生活支援費明細書	様式第二
身体障害者短期入所、知的障害者短期入所又は児童短期入所に係る居宅生活支援費明細書	様式第四
知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費明細書	様式第五

3 前条第三項の施設訓練等支援費明細書の様式は、様式第六のとおりとする。

(磁気ディスク等を用いた請求)

第四条 指定居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等又は指定知的障害者更生施設等(以下「指定居宅支援事業者等」という。)は、第二条の規定にかかわらず、支援費を請求しようとするときは、居宅生活支援費・施設訓練等支援費請求書、居宅生活支援費明細書又は施設訓練等支援費明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載したものの(以下「磁気ディスク等」という。)のうち市町村が適当と認めるものを提出することができる。

2 磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を第二条第一項の居宅生活支援費明細書とみなして、同条第二項の規定を適用する。

(支援費の請求日)

第五条 支援費の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

附 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(様式第一)

身体障害者 知的障害者 児童  
居宅生活支援費・施設訓練等支援費 請求書  
(あて先) ○○市(町・村)長 殿

請求金額	十	百	千	円
------	---	---	---	---

内 訳	平成			年	月分	請求支援費名	明細書件数	金 額
	平	成	年					
合 計								

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

事業者番号	
住所(所在地)	〒
電話番号	
請求事業者 名 称	
職・氏名	